

市民協働事業募集！

市では、活力あるまちづくりの推進を図るため、市民と協働して行う事業を募集します。市民の皆さんも地域の課題に取り組み、住みよいまちをつくりませんか？ 採用された事業には、３０万円を上限に補助金を交付します。たくさんの応募をお待ちしています！



立場の異なる組織や人同士が、同じ課題の解決や目標達成のために、互いに連携・協力して事業を行い、相乗効果を上げようとするのをいいます。

3 事業実施期間 令和6年4月1日～
令和7年3月31日の必要な期間

- (1) 公益的及び社会貢献的な事業であって、事業を提案する団体と市が協働して取り組むことにより、地域課題又は社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 事業の実施により、具体的な効果及び成果が期待できる事業
- (3) 先進性、先駆性等の工夫及びアイデアがあり、新しい取組である事業
- (4) 事業の実施について、提案団体と市の役割分担が明確かつ妥当である事業
- (5) 団体と市が事業を協働で実施することにより、相乗効果が期待できる事業
- (6) 提案団体が直接実施可能である事業
- (7) 自立性及び継続性を有する事業
- (8) 事業計画、予算等が適正である事業

令和6年度 砺波市まちづくり協働事業

《応募できる団体》

市内で社会貢献的活動を行う、ボランティア団体、NPO法人、自治会・町内会、地域産業組織、企業等で次の要件を満たす団体（5人以上）を対象とします。

- （１） 組織の運営に関する規則、定款、規約、会則又はこれに準ずるものを有していること。
- （２） 予算及び決算の管理並びに会計監査が適正に行われていること。
- （３） 原則として、１年以上継続して活動していること。
- （４） 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること。

《補助金の額》

補助対象経費に対して３０万円を限度に交付します。

ただし、交付は３回までとし、同一団体が同一事業で翌年度以後も補助金の交付を受けるときは、２回目及び３回目は１５万円を限度に交付します。

《応募に必要な書類》

- （１） 砺波市まちづくり協働事業提案書（様式第１号）
- （２） 砺波市まちづくり協働事業計画書（様式第２号）
- （３） 砺波市まちづくり協働事業収支予算書（様式第３号）
- （４） 砺波市まちづくり協働事業提案団体概要書（様式第４号）
- （５） 添付するもの（規則・会則等、会員名簿、活動報告書及び収支決算書）

《選考方法》

公開プレゼンテーションによる審査を行い選考します。審査、選考は、有識者、団体推薦者、公募市民及び市職員で構成する審査委員会を開催して行います。

選考結果は３月中に通知します。

※ご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

【問合せ】砺波市役所 企画総務部 広報情報課

電話:0763-33-1148 FAX:0763-33-5325

Mail: kouhou@city.tonami.lg.jp

URL <https://www.city.tonami.toyama.jp/>

